

区民、事業者、行政の協働による持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むべき、さらなるごみ減量、資源化の具体的な施策について（答 申）

令和5年6月

品川区廃棄物減量等推進審議会

目 次

答申にあたって	1
第1章 ごみ・資源回収をとりまく現状	2
1 ごみ・資源回収量の推移	2
2 東京都資源循環・廃棄物処理計画との関係	3
3 社会経済情勢による影響	3
4 東京二十三区清掃一部事務組合との関係	3
5 ごみの減量化と資源化施策の現状	4
6 諮問に対する検討の論点	6
第2章 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について	8
1 プラスチック資源循環促進法の概要	8
2 品川区の現状・問題点	10
3 具体的施策	11
第3章 区民・事業者と区の協働について	15
1 区民と区の相互協力の取り組み状況	15
2 事業者と区の相互協力の取り組み状況	15
3 今後の展望	16
第4章 一般廃棄物処理基本計画について	20
1 一般廃棄物処理基本計画の概要	20
2 今後の展望	21
第5章 まとめ	23

資料編目次

区長からの諮問【資料1】	資料編-1
会議の公開方法について【資料2】	資料編-2
審議経過【資料3】	資料編-3
審議会委員名簿【資料4】	資料編-4

答申にあたって

現在、地球規模で進行している海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への世界的な関心の高まりを受けて、廃棄物の適正処理、資源の適正利用および循環に対するより一層の取り組みが課題となっています。

これを受けて、国は、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）を施行し、循環型社会の実現に向けて動き出しており、地方自治体においても行動を起こすことが求められています。

このような状況の中、令和3年9月6日、本審議会は、品川区長から「区民、事業者、行政の協働による持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むべき、さらなるごみ減量、資源化の具体的施策について」との諮問を受けました。

本審議会では諮問以降、計6回に渡り精力的に審議を重ね、この答申を取りまとめました。

新型コロナウイルス感染症の流行に加え、ロシア・ウクライナ情勢による資源やエネルギーへの影響等、社会経済情勢が先行き不透明な中、品川区が、この答申を踏まえ、更なるごみの減量と資源化に取り組み、持続可能な循環型社会の実現につなげていくことを期待します。

令和5年6月

品川区廃棄物減量等推進審議会

第1章 ごみ・資源回収をとりまく現状

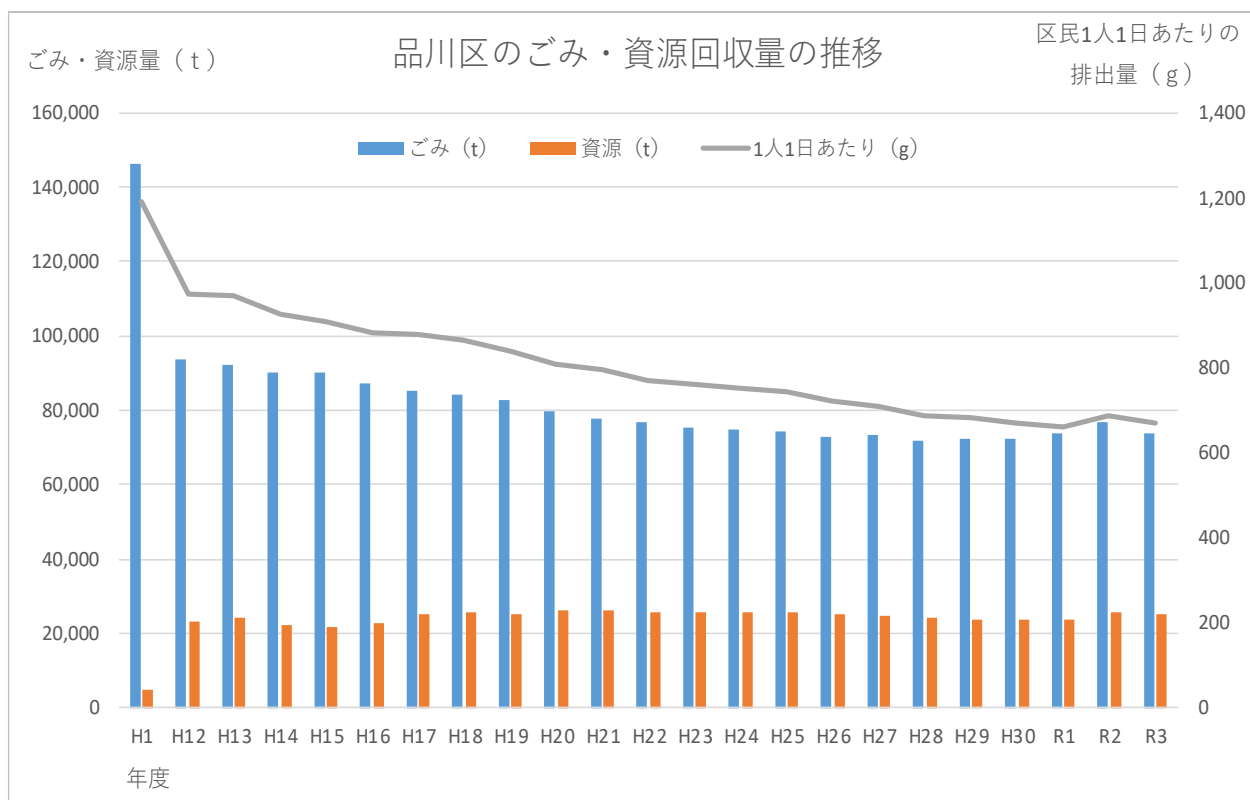
1 ごみ・資源回収量の推移

品川区におけるごみ量は、平成元年度の約146,000 tをピークに減少を続け、平成28年度に約72,000 tと最小となった。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に約77,000 tと増加したが、令和3年度には約73,700 tと新型コロナウイルス感染症流行以前の水準に落ち着いている。

平成元年度と比較するとここ10年ほどは約半分近くに減少し推移しているが、減少傾向は鈍化してきており、平成元年度から平成14年度にかけては約38%減少したのに対し、平成14年度から令和3年度では、約18%と減少率が下がっている。

一方、資源回収量は、平成元年度の約4,600 tから、令和3年度の約25,000 tと、平成元年度と比べて5倍以上の回収量となった。これは、経済状況の変化や区民のリサイクル意識の高まり、区によるごみ減量施策・資源回収品目の充実によるものと推定できる。

回収量は、平成26年度から対前年度比で減少していたが、令和元年度・2年度は増加に転じている。これは、令和元年度末から続く新型コロナウイルス感染症の影響で巣ごもり需要によるインターネット通販の利用増加など生活様式の変化が起こり、段ボールなどの紙・古紙の排出が増加したことが、要因と考えられる。



2 東京都資源循環・廃棄物処理計画との関係

東京都は、令和3年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3年度～令和7年度）」を策定した。

この計画では、令和12年度の資源循環・廃棄物処理のあるべき姿として、東京が活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で、社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指していくとしている。

主な施策として、資源ロスの一層の削減、廃棄物の循環利用の更なる促進、廃棄物処理システムの強化、健全で信頼される静脈ビジネスの発展、社会的な課題への的確な対応を掲げている。これらは品川区の清掃事業の課題とも重なっており、今後の清掃・リサイクル事業を展開するうえで、この計画を一つの指針としていくことが重要である。

3 社会経済情勢による影響

令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症により社会経済活動の制限、外出や移動の自粛、医療体制のひっ迫など、これまで当たり前だった日常生活や仕事などに大きな変化が生じた。品川区においても広報紙やホームページ等を活用し感染症を防ぐごみの捨て方について周知を図った。

世界がコロナ禍からの回復を目指す中、令和4年2月にロシアがウクライナへ侵攻し、日本でも国民生活や経済活動へ影響が生じている。ウクライナとロシアは重要な一次製品の供給国であり、侵攻を契機にそれらの価格が急騰した。こうした価格上昇によりインフレが進み、家計を圧迫しているほか、半導体等の原料不足も発生し、事業活動にも重石となっている。

加えて、日本と欧米との金融政策の方向性の違いを背景とした円相場の急激な変動も広く経済に影響が出ている。

このような社会経済情勢の変化は、消費者の消費行動と事業者の事業活動に多大な影響を及ぼし、それに伴い排出される廃棄物にも影響を与える可能性がある。

4 東京二十三区清掃一部事務組合との関係

令和3年2月、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は一般廃棄物処理基本計画を改定した。計画期間を令和3年度から令和16年度とし、「効率的で安定した全量処理体制の確保」「環境負荷の低減」「地球温暖化防止対策の推進」「最終処分場の延命化」「災害対策の強化」の5項目を主な施策として掲げている。区としては今後も清掃一組とは密に連携をとることで安定的な清掃事業の維持に努める必要がある。

5 ごみの減量化と資源化施策の現状

区では、平成12年4月に東京都から清掃事業が移管されて以降、ごみの減量化と資源化を目指した、地域の特性に応じた区独自の施策を展開してきた。

<清掃・リサイクル施策の取り組み>

(1) 資源回収品目・方法の充実

① 資源ステーション回収

平成10年10月～ 古紙、飲食用びん、飲食用缶

平成15年7月～ 乾電池

平成16年10月～ ペットボトル、紙箱・紙パック

平成20年10月～ 汚れていない容器包装プラスチック、蛍光灯

平成24年7月～ 水銀体温計・水銀血圧計

② ペットボトルの店頭回収

平成9年4月～平成27年2月

③ 拠点回収

平成2年6月～ 牛乳パック、アルミ缶

(アルミ缶は平成4年10月まで、牛乳パックは平成18年4月まで)

平成4年11月～ 古着、廃食用油

平成23年4月～ 不用園芸土

平成25年10月～ 使用済小型電子機器

(携帯電話、デジタルカメラ、家庭用ゲーム機等)

平成29年4月～平成31年3月

使用済み小型電子機器を「東京2020 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し拠出

(2) 分別促進やリサイクル秩序の維持

① ごみの各戸収集 (平成17年7月～)

平成14年10月モデル実施開始

② 集団回収の支援 (昭和34年～)

報奨金・協力金の支給、回収補助用具の貸出し、消耗品の支給等

(アルミ缶・紙パック回収協力金の支給は、平成25年3月まで)

「雑がみ回収大作戦」と称し、雑がみの回収に取り組む集団回収団体へ協力金を支給 (平成30年9月～)

③ 資源持ち去り防止対策 (平成20年7月～)

条例による資源物持ち去り行為禁止の明確化および罰則規定の制定、早朝の資源持ち去りパトロール

各警察署と連携した合同資源持ち去りパトロールの実施(平成23年3月～)

(3) 普及啓発活動

- ①各種イベントでの啓発展示、小学生ポスター展等
- ②リーフレットの発行等
「資源・ごみの分け方・出し方」冊子、チラシ(英語・中国語・韓国語版)
(内容をリニューアルし、令和元年12月に全戸配布を実施)
ごみ・リサイクルカレンダー、小学生用啓発冊子
ごみ・リサイクル通信
広報「しながわ」による啓発
- ③小学校、保育園等での環境学習
清掃車両(スケルトン車)を使った環境学習等
- ④廃棄物減量等推進員
ごみの発生抑制と分別徹底の実践、ごみの排出状況の報告、地域における
ごみ減量およびリサイクル活動の推進と相談等
- ⑤ふれあい指導
ごみ・資源の分別や事業系廃棄物の有料シール貼付等の指導・助言
- ⑥ごみ・資源追っかけ隊
ごみ・資源物の処理、再生過程を見学
- ⑦出前講座
町会・自治会・PTA等からの依頼による講座形式でのごみ減量やリサイ
クルの推進をテーマにした出前講座を実施

(4) リユース促進のための施策

- ①フリーマーケットの実施および支援
環境課との共同イベントでのフリーマーケットの実施および、地域団体の
自主的な活動支援のための用具の貸出し、広報紙への掲載、区立公園の使用
申請の代行
- ②不用品交換情報紙「くるくる」の発行
- ③リユース店の紹介
家具や家電製品等の修理・修繕が可能な区内の店舗等の紹介
品川区HPにて情報の提供
- ④粗大ごみからのリユース事業(令和4年10月～)
日曜持ち込み粗大ごみからまだ使えるものをピックアップし、インターネ
ットを通じて希望者へ提供する。

(5) その他

- ①粗大ごみの有料化（平成3年7月～）
- ②事業系ごみの有料化（平成8年12月～）
- ③サーマルリサイクルの実施（平成20年10月～区内全域）

家庭から排出された廃プラスチックを焼却処理することにより熱エネルギーを回収。

④大規模建築物に係る指導

事業の用途に供する部分の床面積が 3,000 m²以上の建築物の所有者に対し、廃棄物の保管場所等の設置状況の確認、再利用の促進状況等の調査・立入指導および助言、廃棄物管理責任者講習会を実施。

また、平成27年度より床面積が 1,000 m²以上 3,000 m²未満の建築物にも調査・指導範囲を拡大。

⑤家庭用生ごみ処理機購入費助成

（平成12年6月～「電気式」が対象）

（令和3年4月～「電気式」以外も対象）

家庭用生ごみ処理機本体購入価格の一部助成

6 諮問に対する検討の論点

第1回の審議会において、区長から「区民、事業者、行政の協働による持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むべき、さらなるごみ減量、資源化の具体的施策について」諮問を受けた後、事務局から区の資源・ごみの現状や区の取り組みに関する説明を受けた。

次に第2回審議会において、エム・エム・プラスチック株式会社の富津プラスチック資源化工場を視察し、容器包装プラスチックの選別・処理から商品化まで一連のリサイクルの流れについて委員間の共通理解を図った。

その上で、第3回から第6回の審議会において、委員間で議論を行い、限られた期間での審議となることから、これまでの清掃・リサイクル施策の取り組みを踏まえ、本審議会では次の3つの項目を論点として審議することとした。

(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

近年の世界的な海洋プラスチック問題や気候変動問題、アジアにおける廃棄物輸入規制強化等の影響で、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まってきた。これを受けて、国は、プラスチック資源循環促進法を令和3年6月11日に公布、令和4年4月1日に施行した。この法律において、区市町村に求められる役割がプラスチック資源の分別回収・再商品化と明記された。

これに対応するため、区においても製品プラスチックの回収を実施していく必要があり、実施する上での問題点や具体的な方法を議論する必要がある。

(2) 区民・事業者と区の協働について

廃棄物を取り巻く環境は大きく変化しており、資源循環型社会を構築していくには区民一人ひとりのごみ減量・資源の適正利用がこれまで以上に重要である。また、区民のみならず、事業者の協力も必要不可欠であり、地域や組織全体的な取り組みが求められる。区においては、資源循環型社会構築に向けて清掃・リサイクル事業がより一層効果的、効率的に運営されるよう、区民・事業者と課題を共有し、理解と協力を得る取り組みをしなければならない。

そこで、区は廃棄物減量等推進員制度の更なる活用や町会・自治会・事業者と連携したごみ減量対策および適正処理の促進について議論をする必要がある。

(3) 一般廃棄物処理基本計画について

区は東京都から区への清掃事業移管に伴い、移管後の清掃事業の運営形態を示すため平成12年3月に品川区一般廃棄物処理基本計画（第1次基本計画）を策定した。平成20年2月には、第2次基本計画を、そして、平成25年3月に第3次基本計画を策定していた。第3次基本計画の期間が令和5年3月までとなっていることから、本審議会において第4次基本計画の素案を示し、計画の内容について多様な視点から議論をすることが望ましい。

第2章 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 について

1 プラスチック資源循環促進法の概要

(1) 制定の背景

プラスチックはその有用性から高度経済成長期に短期間で社会へ浸透し、幅広い製品や容器包装に利用され生活に利便性をもたらした。一方で、ごみとして処理する段階では、焼却時の有害物質発生懸念や、最終処分時に埋め立て処分場を圧迫するなど課題であり続けた。これに対し、国も、容器包装リサイクル法を制定し、包装材として使用されるプラスチックがリサイクルに回る仕組みをつくるなど対応をしてきた。

そうしたなか近年では過剰使用や、海洋ごみ問題、地球温暖化等の気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の環境や経済を取り巻く課題が世界で深刻化している。これらに対応するため、日本も国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する必要に迫られた。

こうした背景により国は令和元年5月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（プラスチック資源循環戦略）を策定し、3R+Renewable¹の基本原則と、6つのマイルストーン²を目指すべき方向性として掲げた。

このような状況を踏まえ、製品の設計から廃棄物の処理までのライフサイクルの全般に関わる、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための法律として、令和3年6月にプラスチック資源循環促進法が公布、令和4年4月に施行された。

¹ Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の従来の3つのRに、再生素材・再生可能資源への切り替えを促すRenewable（リニューアブル）を加えた総称。

² 以下の6つの中間目標。

<リデュース>

○ 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

<リユース・リサイクル>

○ 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに

○ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル

○ 2035年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用<リサイクル>

○ 2030年までに再生利用を倍増

○ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

(2)主な内容

プラスチック資源循環促進法は設計・製造、販売・提供、排出・回収・リサイクルというプラスチックのライフサイクルの各段階において、プラスチックの資源循環の促進を促す内容であり、今後のプラスチックリサイクルのあり方について、各段階で大きな変化が生じていくことが見込まれるものである。

各段階を見ていくと、設計・製造段階では、製造事業者等がプラスチック使用製品設計指針を策定し、プラスチック使用製品の設計に当たって、製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定めている。

販売・提供段階では、小売り・サービス業などの事業者に対し、ワンウェイプラスチックの使用・提供の合理化に取り組み、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制を求めている。

排出・回収・リサイクルの段階では、製造・販売事業者、排出事業者、そして区市町村それぞれに対応が求められている。

①製造・販売事業者等

自主回収および再資源化をすることが求められており、事業者等が「自主回収・再資源化事業計画」を作成し、国の認定を受けることで、廃棄物処理法に基づく許可がなくても、使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業を行うことができる。これにより、回収拠点が増加し消費者が使用済プラスチック使用製品の分別・回収に協力しやすくなり、製造・販売事業者等にとっても効率的に資源を集めることが可能となる。

②排出事業者

事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等を適正に処理する責任を有しているのに加えて、一層のプラスチックの資源循環の促進のため、積極的なプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等が求められている。

③区市町村

製品プラスチックの分別回収を促進し、再商品化をすることが求められている。これまで、同じプラスチックという素材であるにも関わらず、容器包装プラスチックは資源として回収され、製品プラスチックは燃えるごみ等として回収されるという状況にあった。プラスチック資源回収量の拡大を目指すため、製品プラスチックの分別基準を策定し、その基準に従い適正に分別して排出されるように周知し、分別回収された製品プラスチックを区市町村の状況に応じた方法で再商品化することが求められている。

品川区も、区市町村の一員として、製品プラスチックの分別回収および再商品化を実施することが求められている。

2 品川区の現状・問題点

品川区では家庭から出るごみのうち、平成 20 年度から容器包装プラスチックの分別回収を開始しているが、製品プラスチックの分別回収は実施しておらず、今回のプラスチック資源循環促進法により実施を迫られた形である。

東京 23 区の中でも製品プラスチックの分別回収の実施状況については、各区によって対応がまちまちであるが、先進区の事例を参考にしつつ、品川区に適した回収方法を確立することが求められている。

(1) 製品プラスチックの回収品目策定

製品プラスチックの回収を実施するにあたり、まず早急に回収品目を策定することが必要になってくる。その際には区民に理解してもらえるように排出者目線に立った分かりやすくシンプルな分別基準にすることが重要である。

また、現時点で全てのプラスチック製品をリサイクルすることは技術的に難しいため、当初の回収品目は限定しておき、適宜状況を確認しつつ徐々に品目を増やしていくことが望ましい。

(2) 製品プラスチックの回収曜日

実際に回収をする段階では回収曜日を決定しなければならない。具体的には、回収の曜日を従来の資源回収の曜日に製品プラスチックもまとめて回収する方法と、別の曜日に製品プラスチック回収日を新たに設ける方法の 2 通りの方法がある。

従来の資源回収の曜日に同時に回収すると、回収車両の増車や資源ステーションのスペースが足りるのかどうかという問題が出てくる。一方、別の曜日を設定すると区民に新たな分別曜日が定着するまで混乱が予想される。

(3) コスト問題

製品プラスチックは、現状では可燃ごみの分類で焼却処理をしている。この処理には各区で清掃一組に分担金を出しており、品川区は令和 4 年度、約 17 億円負担している。年間のごみ量は 75,000 t 前後で推移しているので、1 キログラムの処理コストは約 23 円である。

一方で、容器包装プラスチックのリサイクル費用は、選別・梱包などを行う中間処理費用が、1 キログラム当たりおよそ 80~90 円ほどである。再商品化については、特定事業者負担もあり、自治体の費用は、ほとんどかからないような状況である。

今後、混合した容器包装プラスチックと製品プラスチックのリサイクルを行う

場合は、1キログラム当たり80～90円の間処理料に、再商品化の費用が必要になると考えられる。

費用を単純に算出し可燃とリサイクルを比較してみると、コスト差が存在することがわかる。しかし、焼却処理におけるCO₂、焼却残灰の削減、資源の再利用など、それに伴う効果を考慮して事業を進めていく必要がある。

(4)不適正排出問題

製品プラスチックの回収を始めるにあたり、懸念される大きな問題点として、リチウムイオン電池をはじめとする不適正排出物の混入増加がある。

新たな分別区分として製品プラスチックを設けると、リチウムイオン電池等を内蔵する、電子たばこやモバイルバッテリー、ゲーム機、コードレス掃除機のバッテリーなど、小型で外見がほとんどプラスチックのものは誤って製品プラスチックとして排出されることが考えられる。

品川区では年間数件の車両火災が起きているが、その原因となるのがリチウムイオン電池やスプレー缶の不適正排出である。火災が起きた際には区ホームページで改めて周知を図り、混入元と考えられる町会・自治会には啓発チラシを配り対応をしているが、今後製品プラスチックの回収を始める際には、リチウムイオン電池等をはじめとする不適正排出問題への更なる対応が不可欠である。

3 具体的施策

プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、品川区では現在回収をしている容器包装プラスチックとあわせて製品プラスチックの回収およびリサイクルを進めていく必要がある。

製品プラスチックの回収を実施するにあたっては、前項で挙げたようにいくつか課題がある。製品プラスチックの回収を滞りなく実施するためには、早急に課題解消に向けて対応をする必要がある。

(1)適正な分別への区民周知

製品プラスチックの回収を実施するにあたり回収品目を策定する必要があるが、この際には区民に分かりやすい形で品目選定が必要である。

回収品目の策定および回収方法が決定次第、適切に排出していただくよう区民へ周知を図る必要がある。

以下に具体的な手法を記載する。

① 事前説明会の活用

製品プラスチックの回収を始めるにあたり町会・自治会へ事前説明会を

実施する。この際には製品プラスチック回収について一方的に説明をするだけではなく、日々の清掃事業全般についても意見を伺い、それらを集約して今後より効果的な周知啓発へと繋げていくことが重要である。

また、説明会で製品プラスチック回収について質問が出た内容をQ&A形式でまとめ、ホームページで公開するなど区民全体での共有を図る。

② ワンルームマンションなど単身者世帯への啓発

ファミリー向けのマンションでは入退去が比較的少なく一度分別ルールが浸透すると適切な排出が維持される傾向があるが、逆にワンルームマンションなどをはじめとする単身者世帯の多いマンションでは、入退去が頻繁にあり、他の自治体からの転入者も多く、以前に居住していた自治体の分別ルールでゴミを出し、結果品川区の分別ルールに違反してしまうことが見受けられる。

現在も管理会社経由で注意喚起を促したり、冊子を配布して啓発を実施しているが、製品プラスチックの回収開始にあたり、新しい分別方法を理解し実施してもらえるように重点的な周知徹底を図る。

③ 各種広報媒体の活用

広報しながら、ケーブルテレビ、区ホームページでの周知はもとより、ツイッター、インスタグラムなどのSNSも活用することが求められる。他にもYouTubeに製品プラスチック回収についての動画を投稿し、区ホームページや広報しながらから直接動画にアクセスできるようにして、一人でも多くの区民に視聴してもらい分別方法の周知に繋げたい。

また、各世帯へ製品プラスチックの回収について記載したごみの出し分け方の冊子の配布も不可欠である。

(2) 製品プラスチックの回収曜日

回収曜日を資源の回収日と分けて、別の日に製品プラスチック回収日を設定するか否かは、モデル地区の回収状況に応じて検討することが望ましい。

製品プラスチックの回収を他の資源品目の回収と同時により、資源ステーションの整理整頓がつかなくなったり、資源の置き場に困るような事態にはならないように区には柔軟な対応をすることが求められる。

(3) 不適正排出問題

現在の資源・ごみの回収においても不適正排出は大きな課題である。今回の製品プラスチックの回収を機に不適正排出が増加することがないように、より一層の

対策を講じる必要がある。特にリチウムイオン電池やスプレー缶などの清掃車火災に直結する品目への対応は急務である。また、区では小型家電リサイクル法に基づき、使用済み小型家電回収ボックスを設置しているが、設置場所の周知強化も必要であろう。

① 電池の一括回収の検討

現在リチウムイオン電池は電気店・スーパーなどのリサイクル協力店に設置されている充電式電池リサイクルBOXで回収している。その他の電池の排出方法は乾電池やリチウム一次電池（円筒形、コイン形）は資源で排出し、ボタン電池は回収協力店へ持込みとなっており、種類によって排出方法が異なっている。リチウムイオン電池の不適正排出が多い一因として、このように分かりにくい電池類の分別ルールがあげられる。

解決方法としては、「電池類」として区で回収日を設け一括回収をするという方法がある。1回の回収量が少なく、コストに見合わないという問題はあるが、清掃車の火災を防ぐという観点からは一定の効果が見込まれるため、検討の余地はあるだろう。

② 有害ごみとしての回収

前項では電池を一括回収する手法を記載したが、そこから範囲を広げ、バッテリーが取り外せない小型家電や、リチウムイオン電池を内蔵する電子たばこ・モバイルバッテリー等、さらに、スプレー缶、ライター、水銀使用の体温計なども加え、「有害ごみ」として回収する方法がある。具体的な回収方法としては、回収曜日を決め資源ステーションで回収する方法や拠点回収にて一括回収をするなどの方法が考えられる。

いずれにしても、現在の回収区分を大きく変えることになるため、導入は容易ではないが、不適正排出への対策、車両火災などの防止、排出者目線での分かりやすい分別としては効果的であると考えられる。

③ 不適正排出防止の更なる啓発

製品プラスチックの回収を始めるにあたり、区は説明会を開くが、その際に不適正排出についてもあわせて啓発をする必要がある。

また、区で実施しているこども向けの出前講座で、リチウムイオン電池やスプレー缶の排出方法についても触れ、幼少期より、不適正排出防止への啓発を行うことが必要である。

④ 各種回収ボックスの周知強化

電池の不適正排出の一因に、そもそも使用済み小型家電回収ボックスや

充電式電池リサイクルBOX、ボタン電池回収缶がどこに設置してあるか分からないため、ごみに排出してしまうということが考えられる。

それぞれの回収ボックスが区内のどこに設置をしてあるか具体的に記載した一覧表などを作成し、分かりやすい形で区ホームページをはじめとした各種広報媒体で周知することが重要である。

また、周知強化と並行して、各種回収ボックスについて可能な限り設置数を増やすことも検討しなければならない。

第3章 区民・事業者と区の協働について

1 区民と区の相互協力の取り組み状況

(1) 廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員は、町会・自治会からの推薦または区民からの公募に基づき、区が委嘱し、区と区民の間において、地域におけるごみの分別徹底の実践や資源とごみの排出状況の報告及び清掃リサイクル事業の普及啓発等の活動を行い、区の施策に協力をしている。

ただ、地域の中でその存在や活動が十分に知られておらず、推進員の中からも「推進員として何をすればよいかわからない」という意見が出る状況である。ごみ減量やリサイクルを進める上で地域との連携が欠かせないため、区と地域の架け橋となる推進員の改革が課題となっている。

(2) 集団回収事業

町会・自治会やマンション等集合住宅の管理組合、PTA等が古紙やびん、缶等の資源の集団回収を自主的に実施し、ごみの減量とリサイクルの推進に努めている。区は活動に対して報奨金の支給や用具の貸し出し等の協力を行っている。

集団回収団体は令和3年度には645団体が登録しており、町会・自治会が2割、マンション管理組合が7割、その他（PTAなど）が1割となっている。その中の、町会・自治会については、活動の中心となる会員が高齢化しており、活動の担い手が不足しているため、活動の継続性に不安の声がある。また、近年は、集団回収での資源回収量が減少を続けており、今後の回収量維持が課題となっている。

他方、令和元年度から令和2年度にかけて集団回収の主要回収品目である古紙の価格が急落していたが、令和3年度から4年度には海外市場の活況などに伴い急騰した。古紙価格の低下は回収事業の継続に大きな影響を与えることになるが、価格が下げ止まり上昇に転じたことで当面の危機は脱した。しかし、近年は、社会経済情勢が大きく移り変わる影響で、古紙価格の変動率も大きくなっており、さらなる市場の急変に備える必要がある。

2 事業者と区の相互協力の取り組み状況

(1) 中小規模事業者への適正排出の促進

中小事業者向けに廃棄物処理に関するチラシを作成・配布、排出状況が悪い事業者への直接訪問指導、1,000㎡以上3,000㎡未満の事業用建築物に対して再利用計画書の提出依頼などを通じて、廃棄物の減量と資源分別の促進を図っている。

また、排出実態調査によると区で収集を実施している排出事業者の有料ごみ処理券シール貼付率が約8割にとどまり、2割ほどの排出事業者が正確にシールを貼付していない可能性があるため、貼付を徹底するように指導をしている。そして、排出量が日量40kg以上の事業者については、事業系一般廃棄物処理業者への移行を促している。

(2) 大規模建築物を有する事業者への適正排出の促進

事業の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物を有する事業者に対して、廃棄物管理責任者の設置と再利用計画書の提出を義務付け、主体的なごみ減量を促すとともに、立入検査により、一般廃棄物の保管場所の設置状況、再利用の促進等の調査・指導をしている。また、廃棄物管理責任者を対象とした講習会を実施し周知・啓発に努めている。

3 今後の展望

清掃事業における「協働」とは、区民、町会・自治会、事業者、区などの様々な主体がお互いの立場や特性を尊重しあいながら、連携、協力して継続的に安定して清掃事業を実施することである。

日常生活の中で、特に意識することなく行われている資源やごみの排出・収集なども、区民と区が課題を共有し、循環型社会の実現に向けて、ともに取り組むという意味で、「協働」のひとつの形態である。

今後、さらなるごみの減量および資源回収の充実を図っていくためには、これまで区が中心となって実施してきた清掃事業をさらに区民や事業者とともに助け合い協力しあって推進していくことが必要である。

また、東京23区のごみの最終処分場である中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場の使用残余年数は約50年とされている。新たな処分場の設置は困難とされており、区は区民・事業者と危機感を共有していく点も重要である。

(1) 区民への意識啓発

プラスチック資源循環促進法施行に伴う製品プラスチックの回収を始めるにあたり、回収方法を区民に周知し理解してもらう必要がある。これを一つの契機として、意識啓発の更なる実施をするべきと考えられる。また、若年層へも分別方法の周知徹底をすることが必要である。

① ごみアプリの導入

地域ごとに異なる収集日とその通知をする機能や、分別方法と正しい排

出方法が検索できる機能、粗大ごみの回収予約、その他関連情報等の発信ができるアプリの導入を検討することが望ましい。若年層は殆どスマートフォンを所持しており、資源・ごみの分別方法の周知は紙よりもアプリを使用の方が効率の良い周知が見込める。

② エコルとごしの活用

令和4年5月に環境学習施設として区内にオープンした「エコルとごし」にて資源・ごみの分別を啓発する。現在常設展示の中で分別ゲームがあるが、環境課などと連携して定期的にイベントを開催することでさらなる意識啓発に繋がる。

③ 廃棄物の発生抑制

廃棄物の発生を抑制することは重要である。生産者は、商品売るために生産をするが、生産者側に自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を進める必要がある。

一方で、消費者に対しては消費行動の抑制過剰包装の商品を買うことは避けたり、買い物をする際に本当に必要なものか一度立ち止まって考えてもらうよう促し、商品を買うことは一種の「投票行動」であるということをして一人でも多くの消費者に意識をしてもらうことで廃棄物の発生抑制に繋げていくことが重要である。

(2) 廃棄物減量等推進員の活用

廃棄物減量等推進員は、清掃・リサイクル事業の普及啓発や地域におけるごみ減量およびリサイクル事業の推進などを目的とした、まさに区と協働した活動を行っている。

今後、さらなるごみ減量およびリサイクル事業の推進をしていくためには、推進員の活動が鍵になるため、より一層の活動充実が必要である。

① 推進員の活動のPR強化

推進員が活動を実施しやすくするためには、環境を整える必要がある。そのためには、そもそも推進員の活動内容はこういったものであるか区民に広く理解してもらう必要があるが、現状は認知度が足りていない。区の広報媒体を活用し推進員の声や活動内容、活動の成果を地道に発信していき町会・自治会活動の一環として根付かせる必要がある。

② 不適正排出問題に対する清掃事務所との連携

製品プラスチックの回収を始めるにあたり、資源ステーションへの排出

品目が格段に多くなり、資源ステーションに不適正排出などが増える恐れがある。適切な資源および製品プラスチックの排出方法について清掃事務所から周知徹底を図るが、推進員からも、地域のステーションの状況などの情報を清掃事務所へ提供したり、地域の方々の声を確実に届けてもらい清掃事務所が適切な対策を打てるような連携も必要である。

③ 清掃事務所からの情報提供の充実

推進員の活動自体手間のかかるものである。実際に活動を行うことでどのような効果が見込めるのかを詳細に情報提供を行うことが必要である。どういった行動が地球への環境負荷軽減に貢献できるかを知ることは、様々な面で判断材料となり、推進員の活動を行う際にも根拠を持って活動を行え、モチベーションの向上にもつながると考えられる。

(3) 事業者との更なる協力

先年からの新型コロナウイルス感染症の流行による経済の落ち込みから回復をしてきた矢先、令和4年にはロシアによるウクライナ侵攻を契機とした一次産品の価格高騰や、日本と各国との金利差を主要因とする円安により、事業者には様々な影響が出ている。このような状況においても、事業活動に伴い廃棄物は排出されるため、引き続き適切に分別をし、ごみ減量やリサイクルに取り組んでもらえるように区は積極的に協力をしていく必要がある。

① 事業者の取り組みの発信

区では、大規模建築物について立入検査を実施し、再利用率の向上を指導しているが、その中で先進的なごみ減量やリサイクルへの取り組みを区ホームページに掲載し紹介をしたり、事業者が独自で実施しているリサイクルや発生抑制の取り組みを区民にも広く周知することは、区民にとっては事業者の活動を知るきっかけになり、事業者にとってもイメージアップに繋がっていくことができる。

② 学校との連携

区内には小中高大と多くの学校があるが、学校には職員はもとより、多くの学生も在籍しており、学生にも分別やごみ減量の取り組みに協力してもらう必要がある。効果が見込める方法の一つとして各校が実施する環境学習などで分別やごみ減量について触れてもらうことがあげられる。

また、大学は区外から通学していたり、多様な学生がいるため重点的に周知を実施する必要がある。そのためには、まずは職員へ分別やごみの減量についての理解を深めてもらい、そのうえで学生に適切な指導を展開し

ていくことが望ましい。

区は、立入検査や廃棄物管理責任者講習会の際に学校に廃棄物減量等への理解を深めてもらったうえで、学生に適切に伝わるよう学校と連携してチラシやポスターを作成し配布することを検討する。

③ サーキュラーエコノミー(循環型経済)³への移行促進

欧州を中心に、これまで廃棄物にしてきたものから新たな価値を生み出し、経済を活性化させるサーキュラーエコノミー(循環型経済)への移行を目指した動きが広がっている。

区においても、サーキュラーエコノミーへの移行を後押しするような仕組みを設計する必要がある、その際には事業者にもメリットがある手法を検討することが望ましい。

具体策として、従来の3Rの取り組みに加え、商品・サービスの設計・生産段階から持続的循環や長寿命化を前提とすることで、資源を最大限活用できている事業者について、区で表彰をし、事業者のイメージ向上とサーキュラーエコノミーへの移行促進の両立を図る方法が有効と考えられる。

④ 中小規模事業者の3Rの推進

中小規模事業者のさらなるリサイクルを推進するため、品川区リサイクル事業協同組合カムズによる事業系リサイクルシステムの利用を区と同組合が協力して推進していく。

また、区(商業・ものづくり課)では中小企業向けにDX化の助成や相談事業を実施しており、DX化によりペーパーレスが促進され、紙ごみの発生が抑制されることが期待できる。

³ 従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものである。

第4章 一般廃棄物処理基本計画について

1 一般廃棄物処理基本計画の概要

(1) 計画策定の趣旨・計画の位置づけ

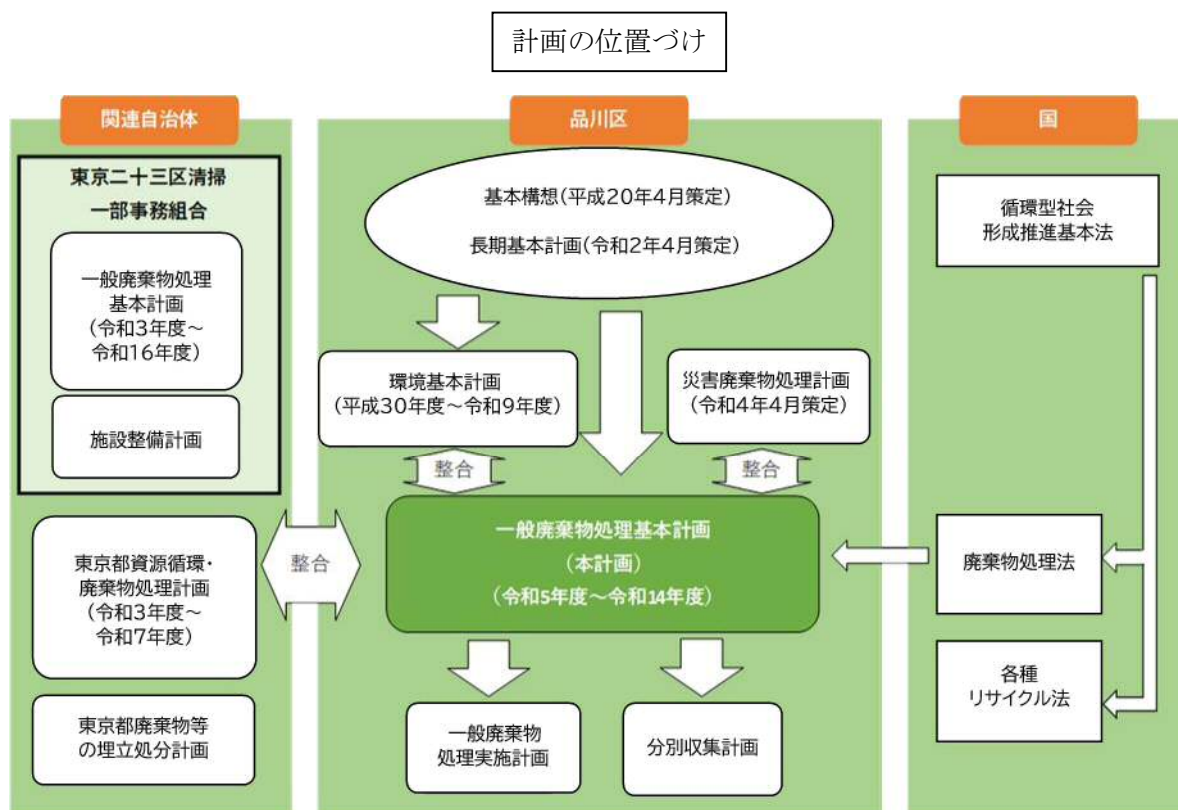
一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う品川区が区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画である。

現在、国際的な循環型社会や低炭素社会への形成に向けた取り組みが進む中、近年では、食品ロスの削減や有用金属の回収再利用、海洋プラスチック問題などもクローズアップされている。

品川区では、上位計画にあたる「長期基本計画」や、一般廃棄物処理基本計画と整合する「環境基本計画」において循環型社会や脱炭素社会形成に向けた取り組みを推進しており、行政計画についても変化が見られる。

これらを踏まえ、令和5年度を初年度とする10年間の計画として第四次一般廃棄物処理基本計画を策定した。

なお、本計画は廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って品川区のごみ・生活排水処理の推進を図るものであり、上位計画である基本構想・長期基本計画、環境基本計画で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示すものである。



(2) 計画の基本方針

本計画の上位計画の長期基本計画では政策の柱 17 の「地球環境にやさしいまちづくり」において「循環型社会への取り組みを推進する」とし、環境基本計画では基本目標の一つに「持続可能な「循環型都市」を実現する」を掲げている。また、第三次計画の基本理念は「品川区は、区民・事業者と協働して次代につながる「循環型都市しながわ」の実現を目指します。」としていた。

これらの上位計画や第三次計画のビジョンを踏まえて、本計画の基本理念を「区民、事業者とともに、持続可能な「循環型都市しながわ」を実現する」とした。

- 基本方針 1 ごみの発生抑制の推進
- 基本方針 2 リサイクルの推進
- 基本方針 3 事業系ごみ削減の推進
- 基本方針 4 ごみの適正処理の推進

(3) 数値目標

区民一人一日あたりの収集ごみ量目標値は、499 (g/人・日) →384 (g/人・日)

資源化率の目標値は、25%→35.5%

事業用大規模建築物⁴のリサイクル率の目標値は、62.4%→70.0%

品川区世論調査における「まちの清潔さ」の5段階評価目標は、3.47→4.00

指標	基準年 (R3)	中間目標 (R9)	計画目標 (R14)
区民1人1日あたりの収集ごみ量(g/人・日)	499	437	384
資源化率 (%)	25	30.5	35.5
事業用大規模建築物のリサイクル率 (%)	62.4	66.2	70.0
品川区世論調査「まちの清潔さ」(ポイント)	3.47	3.74	4.00

2 今後の展望

(1) 数値目標の達成に向けて

燃やすごみの中にリサイクルに回せる資源物がまだまだ混入している現状がある。数値目標を達成するためには、混入している資源物を分別して排出をしてもらうことが必要である。区においては正確な分別促進を強化しなければならない。

また、区民、事業者ともに周知・啓発をする際には、目標数値だけで示してもイメージが湧きづらいため、身近なもので例示するなど、分かりやすい

⁴ 事業の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以上の建築物。

表現で周知・啓発を実施することが大切である。

(2) 地域の方との連携・啓発の推進

効果的な資源・ごみの分別を推進していくためには、町会・自治会や各地域の廃棄物減量等推進員など地域と連携しながら取り組んでいくことが不可欠である。

また、子どもから大人まで満遍なく分別への意識付けが必要である。子どもへは環境学習の強化や学校などの教育現場を通した啓発が重要である。大人への啓発方法としては、第2章にも記載したとおり、アプリを導入し、資源・ごみの分別方法をはじめとした清掃事業に関する情報にアクセスしやすい環境を整えることが望ましい。

(3) 資源リサイクルの充実

法整備化された製品プラスチックのみならず、今後は新たな資源として注目されている「木製粗大ごみのマテリアルリサイクル」や「紙おむつの水平リサイクル」、「生ごみの飼料・堆肥化リサイクル」といった今まではごみとして処理されてきた品目について、リサイクルの仕組みを整備し資源として回収することが望ましい。

現時点では、それぞれ問題が山積しており早期の実現は難しいが、長期的な視点に立ち検討を進め、資源リサイクルの充実を図る必要がある。

第5章 まとめ

本審議会は、区長からの諮問に基づき「区民、事業者、行政の協働による持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むべき、さらなるごみ減量、資源化の具体的施策について」について答申をまとめた。

今回の審議会では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」「区民・事業者と区の協働について」「一般廃棄物処理基本計画について」の3点について答申を行ったが、これは限られた時間での審議を行うにあたり、論点として抽出したものである。

さらなるごみ減量、資源化へ向けて、区は新たに策定した一般廃棄物処理基本計画を軸として区民、事業者と足並みを揃え行動していく必要がある。

また、持続可能な循環型社会の形成には、国内外の社会経済情勢の変化や技術革新等の影響を受けることから、今後の変化にも柔軟に対応するよう、必要に応じて既存の取り組みの見直しを行っていくことも重要である。

本審議会の答申を踏まえ、持続可能な循環型社会の形成に向けたさらなる区の取り組みを期待する。

資料編

品都品発第25号
令和3年9月6日

品川区廃棄物減量等推進審議会 様

品川区長 濱野 健

品川区廃棄物減量等推進審議会への諮問について

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第7条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

1. 諮問事項

区民、事業者、行政の協働による持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むべき、さらなるごみ減量、資源化の具体的施策について

2. 諮問期限

令和5年6月30日

3. 諮問理由

品川区のごみ量は、令和元年度実績で約7万4千トンであり、これはピーク時である平成元年度（約14万6千トン）と比較しておよそ半減しておりますが、近年その減少率は鈍化傾向にあります。

また資源回収量についても、微増傾向にはあるものの同様に鈍化しているのが現状です。

他方、海洋プラスチック問題や、国においてはレジ袋の有料化に続き、令和3年6月にはプラスチック資源循環促進法が可決される等、資源の適正利用および循環に向けた動きが活発化することが予想され、廃棄物を取り巻く環境は大きく変化してくると言えます。

こうした状況に対応するためには、区民、事業者、行政が協働をして循環型社会を構築していくことが重要です。

本審議会におかれては、そのために取り組むべきごみ減量、資源化の具体的施策についてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。

品川区廃棄物減量等推進審議会 の 会議の公開方法について

1 会議の傍聴

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議開始 20 分前から会議開始時間までの間に、会場の受付へ申し出るものとする。
- (2) 会議の公開にかかる傍聴人の定員は、4 人とする。ただし、会長が会議運営上、支障がないと認めたときはその限りでない。
- (3) 傍聴人は、受付時間内で先着順に決定する。

2 議事録の公開

- (1) 次に掲げる事項を掲載した議事録を公開する。
 - ① 会議の開催年月日、開始・終了時間
 - ② 出席者および欠席者の人数
 - ③ 出席者の氏名
 - ④ 議事内容（発言者の氏名は記載しない）
 - ⑤ その他会議の経過に関する事項
- (2) 議事録は、区役所第三庁舎 3 階の区政資料コーナーで閲覧に供するとともに、区のホームページにも掲載する。

第 11 期 品川区廃棄物減量等推進審議会 審議経過

開催日	審議内容
<p>第 1 回 03. 9. 6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長より審議会への諮問 ・ 第 10 期審議会の諮問と答申の概要説明 ・ 清掃事業全体の概要説明
<p>第 2 回 03. 12. 22</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視察 エム・エム・プラスチック株式会社 富津プラスチック資源化工場
<p>第 3 回 04. 2. 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事項の審議（書面開催） ●プラスチック資源循環促進法について
<p>第 4 回 04. 7. 13</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事項の審議 ●プラスチック資源循環促進法について ●不適正排出問題について
<p>第 5 回 04. 12. 9</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事項の審議 ●第四次品川区一般廃棄物処理基本計画について
<p>第 6 回 05. 3. 24</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事項の審議 ●答申案の検討

第 11 期品川区廃棄物減量等推進審議会委員名簿

区分	氏名	任期	備考
学識経験者	◎大矢 勝	令和3年7月1日～令和5年6月30日	横浜国立大学 大学院教授
	○栗島 英明	令和3年7月1日～令和5年6月30日	芝浦工業大学 建築学部教授
	小林 隆史	令和3年7月1日～令和5年6月30日	立正大学 経済学部准教授
区議会議員	石田 秀男	令和3年7月1日～令和4年5月30日	区議会議員
	渡部 茂	令和4年5月31日～令和5年6月30日	区議会議員
	塚本 よしひろ	令和3年7月1日～令和5年6月30日	区議会議員
	おくの 晋治	令和3年7月1日～令和5年6月30日	区議会議員
	大倉 たかひろ	令和3年7月1日～令和5年6月30日	区議会議員
	田中 さやか	令和3年7月1日～令和5年6月30日	区議会議員
区民	関 召一	令和3年7月1日～令和5年6月30日	荏原第二地区町会連合会 会長
	塩原 裕之	令和3年7月1日～令和5年6月30日	公募区民
	小倉 敬子	令和3年7月1日～令和5年6月30日	公募区民
	牧子 郁子	令和3年7月1日～令和4年3月31日	公募区民
	坂本 明子	令和3年7月1日～令和5年6月30日	公募区民
	宇田川 政雄	令和3年7月1日～令和5年6月30日	公募区民
事業者	島 敏生	令和3年7月1日～令和5年6月30日	商店街連合会代表
	三浦 隆	令和3年7月1日～令和3年11月11日	廃棄物業界代表
	毛塚 久恵	令和3年11月12日～令和5年6月30日	廃棄物業界代表

◎会長 ○副会長